

令和7～11年度広告付きデジタルサイネージ設置及び運用業務委託 仕様書

1. 事業名

令和7～11年度広告付きデジタルサイネージ設置及び運用業務委託事業

2. 業務目的

白杵市役所白杵庁舎に広告付きデジタルサイネージ(以下サイネージという。)を設置して広告を放映することにより、新たな財源を確保して市民サービスの向上を図るとともに、サイネージに行政情報を放映し情報発信を行うことを目的とする。

3. 実施期間

契約締結日から令和12年3月31日(日)まで

4. 実施場所

大分県白杵市大字白杵72番1 ※詳細な位置は次項に記載。

5. サイネージ設置仕様等

(ア) 設置予定場所

施設名	台数	設置方法
白杵庁舎1階 市民ホール	2台	天井吊り

※協議の上変更する場合がある。

(イ) 機器仕様

- ① サイネージはフルカラー(24ビット)以上を表示できるものであること。
- ② 動画及び静止画並びに音声データを放映可能であること。
- ③ サイネージは薄型で場所を取らないもの、かつ安全に配慮したものであること。
- ④ 時間設定による電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であること。
時間設定は長期休業や窓口延長等にも対応できるものであること。
- ⑤ 機器操作は本市職員が容易に行えるものであること。
- ⑥ 音声放送は、窓口業務に支障が出ないように措置を講ずること。
- ⑦ サイネージの落下、転倒等がないよう強固に固定すること。

(ウ) ネットワーク

- ① 放映しようとするデータは、インターネットを通じて再生機器に登録できること。
- ② 本市が所有する庁内回線を使用せず、独立した回線でデータ通信を行うこと。
- ③ 強固な情報セキュリティ措置を講ずること。

(エ) 広告内容等

- ① 受託者は、広告主の募集、決定、広告の製作、掲出、広告主との調整等、広告に係る一切の業務を行うこと。

- ② 広告主の募集にあたっては市内事業者を中心に行い、事業者に対して誤解を与えることのないよう丁寧に主旨等を説明し、広告主の理解を得ること。
- ③ 広告及び行政情報の放映時間については1枠15秒とすること。
- ④ 放映内容は企業広告、行政情報、キャッチコンテンツ等とし、行政情報を全体の4分の1以上設定すること。
- ⑤ 必要に応じて災害情報を表示できるようにすること。
- ⑥ 放映枠数については、受託者と協議の上決定する。

(オ) 広告料等

- ① 広告料は年額を一括払いとすること。
- ② 契約期間が1年に満たないときは、月割りで広告料を算出し納入すること。

(カ) 施設使用

- ① 受託者は、庁舎等使用許可申請書を庁舎管理責任者あてに提出すること。

(キ) 保守管理

- ① 障害発生時に迅速な対応ができるよう、大分県内に対応拠点を有すること。
- ② 夜間や時間外にも対応できるよう、24 時間体制のコールセンターを有すること。
- ③ 修理対応に時間を要する場合には、本市の求めに応じて代替品を用意すること。
- ④ 受託者は本市からの問い合わせに対し、速やかに対応できる体制を整えること。

6. 費用負担等

- (ア) サイネージの製作、設置、維持管理(電気料金、通信費含む)、移設及び撤去に要する一切の費用は受託者の負担とする。なお、維持管理費の算出方法については市と受託者による協議の上決定する。
- (イ) 庁舎レイアウトの変更、庁舎の移転等により、移設が必要と本市が判断した場合には、本市の指示により受託者の負担で移設すること。
- (ウ) 広告料とは別に、臼杵市行政財産使用料条例に定める施設使用料を納付すること。

7. その他

- (ア) 受託者は契約締結後、サイネージの仕様、施工方法等について改めて本市と協議し、本市の承諾を得た上でサイネージの設置を行うこと。
- (イ) 受託者は契約期間が満了又は契約が解除された場合には、速やかに機器等を撤去し原状回復すること。その際に発生する費用の一切は受託者の負担とする。
- (ウ) 本業務に関する機器を設置及び運用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、又は担保に供してはならない。
- (エ) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者による協議の上決定する。